

資産・負債の状況(連結)

■銀行法及び再生法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	2024年度中間期末	2025年度中間期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権①	83,884	77,187
危険債権②	509,609	517,813
要管理債権③	303,029	420,446
三月以上延滞債権④	53,868	76,796
貸出条件緩和債権⑤	249,161	343,649
(小計)	(896,522)	(1,015,447)
正常債権⑥	122,729,691	131,943,466
合計	123,626,214	132,958,913
部分直接償却(直接減額)実施額	257,369	251,823

各債権の定義

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ②「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③「要管理債権」：三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く①、②)
- ④「三月以上延滞債権」：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(除く①、②)
- ⑤「貸出条件緩和債権」：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(除く①、②、④)
- ⑥「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から⑤までに掲げる債権以外のものに区分される債権